

研究ノート

1979 年から 1987 年の経済発展戦略下における中国の対台湾貿易政策 ——福建省での密貿易の取り締まりとの関連を中心に——

丁 天聖

はじめに

第1節 中台間の貿易の位置付けと台湾に対する貿易上の優遇

第2節 密貿易の取り締まりと接待所を通じた貿易

第3節 対台湾貿易政策の調整

第4節 「対外貿易体制改革」と対台湾貿易の集中管理

おわりに

(要約)

中国は1979年に対台湾政策を「解放」から「平和統一」政策に転換すると、台湾との貿易を対外貿易ではなく、「特殊な形式の貿易」であると位置付けることで、台湾に対し関税免除などの優遇措置を与えるようになった。しかし、中国は中国沿海の海上での密貿易の取り締まりにともない、対台湾貿易政策に制限をかけ、台湾への優遇措置を取り消すこととなった。このことは経済発展戦略と対台湾貿易政策で矛盾が起きると対台湾政策の部門が妥協や調整を強いられたことを示す。調整された後の対台湾貿易政策は「三通」を実現するため、台湾とのより直接的な交流に重点を置くようになった。また、「改革開放」政策が再び推進されると、連動して福建省は対台湾貿易政策を拡大したが、すぐに密貿易がまた勢いを増した。そして、密貿易を取り締まりつつ、対台湾貿易政策をコントロールするために台湾との貿易については、中央政府が集中管理を行うようになっていった。

はじめに

鄧小平は1980年1月16日に中国共産党（以下、中共または党）中央が召集した幹部会議における講話のなかで「80年代に我々がやるべき三つの大きな事柄」（以下、「80年代の三大任務」）を提示した。「三大任務」の中身とは具体的に、①国際事務のなかで覇権主義に反対し、世界平和を守ること、②台湾が祖国に回帰し、祖国統一が実現すること、③経済建設を強化すること、つまり「四つの近代化」¹建設を強化することを指す。また、その講話のなかで鄧小平は「三大任務」の関係性について次のように語っている²。

三つの事柄の核心は近代化建設である。これは我々が国際問題、国内問題を解決する最も主要な条件である。…（中略）…台湾が祖国に回帰し、祖国統一を実現させるには、結局のところ、やはり我々が自分の事をうまくやるべきなのである。我々は政治と経済体制では台湾よりも優れており、経済発展でも台湾よりもある程度優位でなければならない。四つの近代化をうまくやり、経済が発展すれば、我々が統一を実現させるための能力は異なってくる。したがって、国際事務のなかで覇権主義に反対すること、台湾が祖国に回帰し、祖国統一を実現させることはみな、結局のところ、我々が経済建設をうまくやることを求めているのである。

このように、鄧小平の認識では、中国の対台湾政策³が成功し、その目的である祖国の統一を実現させるためには、経済発展戦略の目的である「四つの近代化」を達成することがその条件であった。あるいは、対台湾政策の課題である「台湾問題」を解決するためには、経済発展戦略の課題である「経済の立て直し」をまずは解決することが前提だと考えていたともいえる。

しかし、中国の経済発展戦略と対台湾政策という二つの政策は、それぞれの課題と目的がもともと一致していたわけではない。一般的に政策は何かしらの課題を解決するために形成され、実施されるものである。経済発展戦略にせよ、対台湾政策にせよ、それぞれの政策には解決しようとしていた当初の課題があり、その課題を解決することで目的を達成する。経済発展戦略は、豊かになり、「四つの近代化」を実現することが目的である。一方、対台湾政策が解決したい課題はいわゆる「台湾問題」であり、最終的に国家を統一することが目的である。

また、政策は単独で存在するものではなく、大規模な政策、中規模な政策、小規模な政策というように全体として階層構造になっている。これらの政策を上から政策—施策—事業と呼ぶとすれば、さらにそれぞれが目的と手段の関係となっている⁴。この考え方を経済発展戦略と対台湾政策に当てはめると、表1のように整理できる。

表1 経済発展戦略と対台湾政策のそれぞれの課題と目的、手段（1979-1987年）

	経済発展戦略	対台湾政策
課題	経済の立て直し	「台湾問題」
目的	「四つの近代化」	台湾の祖国回帰、祖国の統一
手段	「改革開放」	「平和統一」
施策	外資の誘致	第三次国共合作の実現
事業	経済特区	国民党、台湾同胞との対話、 「三通」の実現

出所：筆者作成。

さらに、政策過程では「当初、課題 X のために構想されていた政策 A は、別の課題 Y と結びつくかもしれない」のであり、「『政策』と『課題』の結びつきはゆるやかであり、様々な政策は様々な課題と結びつく可能性がある」のである⁵。そのため、課題と目的、手段が明らかに異なる中国の経済発展戦略と対台湾政策も施策や事業の段階で結びつく可能性があると予見できる。中国は新しい経済発展戦略のもとで対外開放政策を進めていくと同時に、「平和統一」を手段とする対台湾政策においても台湾との経済関係を築こうとした。対台湾経済政策の実施過程では、商業部、対外貿易部、海関総署といった経済に関わる組織が行為主体（アクター）としての役割を担うようになったことで、対台湾政策は経済発展戦略との関わりを初めてもつようになった。それでは、この二つの政策の間に矛盾や衝突が生じた際に、中国政府はどのように処理をしてきたのだろうか。そこで本稿は、対台湾政策と経済発展戦略の両者の間の政策的な優先関係を明らかにし、台湾問題の解決には経済発展がまずは必要という鄧小平の認識と実際の対台湾政策の政

策過程が一致していたかを実証的に示すことを目的とする。

本稿が対象とする時期の中国の対台湾政策そのものに関する代表的な先行研究としては、松田康博による一連の研究が挙げられる⁶。松田は「解放」時期、「平和統一」時期の初期段階、江沢民政権期の三つの時期におけるそれぞれの対台湾政策の形成や発展を実証的に論じることで、それぞれの対台湾政策の特徴や政策の形成過程などを明らかにしている。松田による「平和統一」時期の初期段階に関する論考は同時期を研究対象とした先行研究のなかで最も包括的に中国の対台湾政策を論じたものであるが、対台湾経済政策に関する論述は少ない。この時期の中台間の経済関係に関する日本の先行研究としては、大橋英夫・劉進慶・若林正丈編の『激動のなかの台湾』と石田浩『共同幻想としての《中華》』に収録されている論文が代表的な研究成果だといえる⁷。しかし、いずれも統計を用いて中台経済関係の状況を分析しているものの、中国側の政策の内容や政策実施過程における運用、さらには本稿の問題関心である中国の経済発展戦略との関わりなどについては言及がない。

一方、中国では1990年代に入ってから多くの研究が行われた。しかし、それらは共通して、中台間の経済的往来や台商⁸による投資が増えることは「避けることのできない大きな趨勢である」⁹といった結論を前提に議論が進められ、将来の展望にも多くの紙面を割いているという特徴がある。そのため、中国の先行研究では貿易と投資に関する政策についての分析をしているものはあるが、経済発展戦略との関わりは明らかにされていない。また、台湾でも中台間の経済関係についての研究における蓄積があるが、分析対象となっている時期は1990年代以降が主で、1980年代については政策や結果を紹介する程度に留まっている。

本稿では、以上の先行研究の不足点を踏まえ、中国の対台湾貿易政策¹⁰を分析し、経済発展戦略との政策的な優先関係について考察する。中国の対台湾貿易政策をみていくにあたり、中央レベルの政策だけでなく、地方政府が実施した対台湾貿易政策にも着目し、政策実施過程における具体的な政策を事例として検討することで、議論の解像度を上げて、二つの政策の関わりを明らかにしていきたい。

なお、本稿の対象とする時期については、「台湾同胞に告げる書」が発表され、中国の対台湾政策が「解放」政策から「平和統一」政策へと転換した1979年1月1日を始点とする。そして、1987年11月に、台湾は「接触せず、交渉せず、妥協せず」という「三不政策」を切り替えたことで、中国側の対台湾政策の組織構造や実際的手段、施策にも変化が見られるようになったため、この変化が起きる前までの時期を終点とする。また、地方政府の対台湾政策としては、福建省の政策を扱う。福建省は台湾海峡を隔てて台湾島に面しており、「解放」時期には台湾に対する軍事上の最前線であった。一方、「平和統一」時期には「祖国統一の基地」としての役割を期待された場所である。本稿の対象とする時期に限っていえば、省レベル以下の対台湾政策を分析した先行研究は皆無といえるため、研究史上のこの空白を埋めることができると考える。

第1節 中台間の貿易の位置付けと台湾に対する貿易上の優遇

1978年12月の中共第11期中央委員会第3回全体会議（以下、同様の会議は11期3中全会と略称する）によって、中国共産党は活動の重点を社会主義近代化建設に移した。通説では、この11期3中全会をもって「改革開放」政策が確立したとされる¹¹。「改革開放」政策とは国内経済体制の改革と対外開放政策を指す。しかしながら、同会議のコミュニケは、対外開放政策を採ることやその具体的な事業である経済特区などについては全く言及がない。一方、同コミュニケの対台湾政策に関連する部分では、「台湾同胞、香港マカオ同胞、国外の華僑同胞が、国を愛する者は一つの家族であるという精神に基づいて、祖国統一と祖国建設の事業のために引き続き共に積極的な貢献をすることを歓迎する」と書かれているが、やはり具体的な政策は示されていない¹²。

1979年1月1日に発表された「台湾同胞に告げる書」において中国は、「三通」¹³を実現し、中台双方の同胞が直接的に接触し、情報を交換し、親戚や友人を訪ね、旅行や観光をし、学術・文化・体育・工芸について交流を行うことや貿易を発展させ、経済的な交流を進めるべきであるということ台湾同胞に対して呼びかけた¹⁴。このように、中国は国共内戦以来断絶されていた中台間に経済関係を作り出そうとしたが、ここでは手続きが複雑な投資関係については触れておらず、比較的着手が容易な貿易関係の構築から進めようとしていた。

次いで、対外貿易部は1979年1月のうちに以下の声明を出した¹⁵。

台湾は中華人民共和国の領土であり、台湾と貿易をすることは対外貿易と呼んではならず、これは地域間の物資交流に過ぎない。目下の特殊な状況のもとでは、対外貿易部が暫時この方面の業務を担当する。…（中略）…台湾との貿易関係は中華人民共和国の地域間の正常な往来であるため、商品の輸出入は関税なしで、手続きも簡便となる。同様の理由により、我々の間で貿易を展開することは、我々の内政であり、直接通商することができる。…（中略）…台湾の人民が必要とし、好んでいる大陸、故郷の特産品、漢方製剤、原料や工業製品を我々は全力を挙げて供給する。台湾の農工業産品を我々が購入することもできる。

この声明は、中国が台湾との貿易をどのように位置づけるのかを決定づけた。中国語で貿易¹⁶という言葉はそもそも対外貿易に限らず、国内取引を含む商品の売買全般を指す。しかし、対外貿易部が台湾との貿易を主管するにあたり、「一つの中国」原則にこだわる中国は対台湾貿易が対外貿易であるという印象を国内外にもたれることを懸念して、あえてこのような説明をしておく必要があった。また、この理由を背景に中国は最初の優遇措置を台湾に与えることとなった。

5月8日に対外貿易部は「対台湾貿易の展開に関する暫定規定」を發布した。そこでは、「対台湾貿易は台湾が祖国に回帰する過渡期のある種の特異な形式の貿易であり、大陸と台湾地区の経済的な結びつきを促進し、台湾の商工業界の人士が祖国統一のために条件を生み出すのを団結して勝ち取るためである」という説明がなされた¹⁷。中国は台湾との貿易が「特殊な形式の貿易」

であることを今一度強調した上で、台湾との貿易を促進する目的は祖国の統一であると説明をした。さらに、この規定では大陸の各地の対外貿易局と対外貿易会社が、台湾の官民の製造業者や会社と直接または間接貿易を推し進める手立てを講じることを奨励した。

次に、12月31日に対外貿易部は中共中央統一戦線工作部と共に「〔中国が〕香港とマカオに設立している各会社はみな台湾の商品を陳列、販売してよいが、製品は必ず『中華人民共和国製造』という文言に改めなければならない」という決定をした¹⁸。このことから中台間の貿易はあくまで「一つの中国」の内部での貿易であり、その「一つの中国」とは中華人民共和国であるということに中国は妥協を示さなかったことがわかる。ただし、香港やマカオで陳列、販売された台湾の製品が実際に「中華人民共和国製造」と書き換えられたのかはさらなる調査が必要だが、少なくとも後の1991年に中国と台湾（台湾は「中華台北 (Chinese Taipei)」の名称で参加）がアジア太平洋経済協力 (Asia-Pacific Economic Cooperation, APEC) に同時参加を果たし、さらにのちの2001年に中国と台湾（台湾は「台湾、澎湖、金門、馬祖独立関税領域 (Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu)」の名義で加盟）が世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) への加盟を認められた時には、この指示は「中国台湾製造」表記を求めるものへと改められたと考えられる。

1980年に入ると、鄧小平は1月16日に「80年代の三大任務」について語り、経済建設の方が対台湾政策よりも優先順位や重要性が高いという旨のことを幹部たちに伝えた。一方、前記の対外貿易部の声明によって、中台間の貿易が国内貿易とみなされ、関税を免じられたことはすでに台湾に対する優遇であったといえるが、1980年3月に国内の商業を管理する商業部¹⁹は「台湾製品の購入についての追加規定」を出し、さらに優遇措置を重ねた。この「追加規定」で中国は、①台湾の産地証明がある商品の輸入は「国内貿易」とみなし関税を免除すること、②輸入をする日用品で台湾が製造能力を持つものは原則台湾から購入をすること、③台湾の商人が大陸の製品を購入する際は、優先的に供給をするだけでなく、2割以上の割引をすることを決めた²⁰。

次いで4月2日には、海関総署の報道官が中国と台湾との貿易が地域間の物資交流であると語った上で、税関での具体的な手続きについて次の説明をした。すなわち、台湾の官民の製造業者、企業（香港、マカオおよび国外にある支社を含む）から直接購入した台湾の製品のうち、台湾から直接出荷したもの、あるいは原包装のまま香港、マカオや外国の港を通過して中継輸送されたものについては輸入税を徴収せず、大陸から台湾に出荷する商品はみな輸出税の徴収を免除するというものである。また、台湾の同胞が大陸にきた際の手荷物や台湾より郵送された個人の郵便小包に対しては、私用で合理的な数量の範囲内に属していれば、寛大に通関手続きを行うとした²¹。このように、中国は台湾に対し、他国との貿易にはない優遇を与えた。「対台湾貿易の展開に関する暫定規定」にあるように、中国は台湾との貿易の実績を積み重ね、「三通」の実現に繋げようとしていたことがわかる。

これらの呼びかけに対し、台湾側はすぐに「三不政策」によって対抗をし、中国との貿易を禁止した。しかし、台湾企業は台湾当局による規制をかいぐるために、香港などの第三国や地域を経由する間接貿易の形式をとった。香港の政府統計処の統計によれば、1980年の香港を経由

した中台間の中継貿易の輸出入総額は3億1118万ドルで、前年比300.18パーセントの伸び率だった。そのうち、台湾から中国への輸出額は2億3497万ドルであったのに対し、中国からの輸入額は7621万ドルであり、貿易収支は1億5876万ドルとなっていた²²。台湾にとって大幅な貿易黒字であり、この時期の中国の台湾からの輸入の急増は、政策的に長く抑制されてきた輸入需要が顕在化した結果であったと考えられる²³。

この時期、中台の民間では直接貿易は非合法の形で行われていた。対台湾政策が「解放」から「平和統一」へと切り替わったため、中国大陸の沿海地域は、事実上、軍事的な最前線ではなくなっていた²⁴。このことが中台の漁民の間の接触を可能にし、それが民間の直接貿易へと発展した。1979年から1981年の間、金額にして平均で毎年約1000万米ドルの取引が行われていたとされ、福建省東部に位置する寧徳市霞浦県の三沙鎮や東引、西引の海上、福州市の平潭、長楽、泉州市の晋江といった近海の漁場で盛んだった²⁵。

第2節 密貿易の取り締まりと接待所を通じた貿易

ところが、経済貿易部は1981年5月1日から台湾製品に対する輸入税免除の優遇措置を取り消し、「調節税」を徴収するようになった。ただし、それでもなお「調節税」は関税に比べて10パーセントの範囲内で低い税率が一般的に適用されていた。また、同時に台湾に輸出する大陸製品の優待価格も取り消し、「台湾で身分が高い人士」が自ら大陸へ赴いた場合のみ20パーセントの優遇が与えられるようになった²⁶。

優遇措置を台湾に与えることは中台貿易の促進には有利であると考えられるにもかかわらず、なぜ中国は突然この優遇措置を取り下げたのだろうか。この疑問に関して、中国側の学者は中台間の貿易が1970年代末から1980年代初めの回復を経て、ほぼ原型ができあがったことに鑑みると同時に、一部の香港商人が「Made in Taiwan」（台湾製造）を偽って、香港の製品を大陸に送り込むことで、大陸の関税収入が減少し、沿海の市場が打撃を受けたためだと説明をしている²⁷。しかし、この説明では説得力がない。結局、なぜ中台間の貿易が順調に成長し、「原型ができた」にもかかわらず、中国がそれを自らの手で握りつぶしたのかがこれでは説明できていない。また、香港商人が台湾製品を偽装するという事実があったとしても、それを止めるのに台湾に輸出する大陸製品の優待価格までをも同時に取り消す必要があるのだろうか。

これに対し、台湾側の研究では「台湾の商品を輸入することで、台湾の外貨準備を増やし、軍需品を購入させてしまい、平和統一に不利である」のが原因だとされている²⁸。中国がそのように考えていた可能性もあるが、しかし、台湾の商品を購入することが、「平和統一」に不利ということになってしまうと、台湾との貿易をすること自体を否定することとなり、「平和統一」を手段とする対台湾政策と矛盾が生じてしまう。

中国が台湾との貿易に対する優遇を撤廃したのは、これらの原因よりもむしろ当時の中国で問題となっていた「闇経済」の発生と関連がある。丸川知雄は、消費財が普遍的に不足していた1970～80年代の中国では外国製の消費財に対する潜在的需要は大きかったため、法を犯してで

も外貨を公定レートより高く買い集めて、外国製品を輸入する「闇経済」の発生を抑えることは難しかったと指摘している²⁹。外貨の闇市場への流出を防ぐため、中国は人民元の公定レートを1981年以降、続けて切り下げていった。この「外国製の消費財」には台湾の製品も含まれている。台湾の製品は当時の中国市場にとって魅力があった。そのため、人民元の公定レートの切り下げと同時に台湾との貿易における優遇措置を撤廃した。このことから、中国は対台湾政策における施策と経済発展に影響を与えかねない問題が矛盾を来したとき、対台湾優遇政策を犠牲にせざるを得なかったことがわかる。

また、「闇経済」が発生した背景には需要の拡大のほかに、より直接的な要因として供給制約、不完全な法執行のもとでの急速な対外開放政策などが考えられる。したがって、「闇経済」問題への対応として、政府は1980年に入ってから密貿易（走私）を取り締まる対策をとるようになった。

まず、福建省の対外貿易局、公安局、商工行政管理局が1980年2月に密貿易と投機的取引（投機倒把）を取り締まるための共同会議を開いている。密貿易と投機的取引を行っている者たちは税関と港の開放、対外交流の活発化、都市と農村における農作物市場の自由化を利用して、犯罪活動を行っているとされた³⁰。

1980年7月になると、中央レベルでもこの問題を強く意識するようになっており、国務院と中央軍事委員会は、商工行政管理総局、中国人民銀行、商業部、中国銀行、海関総署による「華僑、香港、マカオ、台湾同胞の輸入物品に対する管理と密貿易、投機的取引活動への打撃を強化することに関する報告」を伝達した。この「報告」のなかでは、台湾漁民と沿海漁民、外国籍船の中国籍船員が密かに持ち込んだ輸入品の数量はかなり大きいことが示され、取り締まりがうまく行われていない原因の一つとして「台湾漁民による輸入品密貿易に対する認識が〔我々の間で〕一致していない。台湾漁民の密貿易活動への制止と打撃は『三通』（通航、通商、郵便業務の開始）や台湾漁民と我々の接触に影響を与えてしまうのではないかと心配をしている者がいる」という点を挙げた。加えて、打撃強化の具体策として、華僑、香港、マカオ同胞が持ち込む各種の物品は「特殊物品」として扱わなければならない、私用か贈呈用に限られ、勝手に売買をしてはならず、売り出す際は指定の買付先へのみ販売でき、その際の価格は規定の原則に従うべきであるという提言をしている。一方、台湾漁民に対しては次のように扱うべきであることが書かれている³¹。

台湾漁民の大陸向け物品販売に対しては区別して接しなければならない。仮に我が接待機関あるいは指定された買付先に対し、工業製品あるいは生活用品をもって内地の物品と交換することを求めるのであれば、それは正当な民間貿易に属し、商業と水産部門は積極的に協力して解決しなければならない。台湾漁船が大量に商品を輸送し、同時に管理を逃れて投機的な活動を行い、海上で我が方の漁民と直接交易をする、もしくは上陸し無断で売り出している者については、その密売品を没収することができる。ただし、それ以外の罰金、身柄の拘留、船舶の差し押さえはせず、教育を施した後、釈放する。小規模な密貿易に対しては、教育を施した後、寛大に取り扱うことができる。漁民に対しては教育を施し、海上での台湾

漁民との物資の売買や交換を許してはならず、密貿易取引に加担している者に対しては、打撃を与えなければならない。

ここで言う「接待機関」とは、福建省がその沿海地区に設立した「台湾漁民接待所」³²（以下、接待所。簡単な宿泊施設）のことを指している。この接待所は1970年代からすでに存在していたが、正式に設立されたのは1978年の初めだとされており、初めて報道が出たのは「台湾同胞に告げる書」が発表された後の1979年1月である。接待所を設立した当初の目的は、報道によれば、風防や海難などで助けを求めにやって来る台湾漁民同胞を接待するためであった³³。

このような密貿易と投機的取引はどれほどの影響があったのだろうか。中共中央規律検査委員会弁公室が整理した「当面の経済領域における輸出入物資の転売等犯罪活動に関する概要報告」では、「ここ二年間〔1978年、1979年〕、広東、福建の沿海と雲南の国境地帯での輸出入物資の密貿易、投機的取引の活動は、解放以来最も深刻な水準に達し」、「当面、輸出入密貿易活動は、すでに国の政治、経済活動に対し、かなり悪い影響をもたらしている」と捉えられていた。金、銀、文化財が大量に流出しただけでなく、外貨の収入が減少し、同時に沿海や国境地帯の工業や農業の生産にも深刻な影響を与えた³⁴。

また、前出の「報告」によれば、1979年に全国の税関が調査し処分をした密貿易の件数は1万3423件（前年比40パーセント増）で、密輸品の推定価格は731万元にのぼるといふ。そのうち、台湾との密貿易がどれほどの割合だったのかは示されていないが、これらの報告のなかで「台湾漁船」の取り締まりに関する記述が何度も登場することから、一定程度の割合を占めていたと推測される。

次に1980年8月、対外貿易部は「対台湾貿易の管理に関する試行規則」を公布し、以下の2点からなるより具体的な対台湾貿易政策を示した。すなわち、①台湾の産地証明がある商品は、対外貿易部への許可の申請を経れば、直接か間接かの輸入にかかわらず、関税を免除する、②北京、天津、上海、広州などの地で「台湾製」を明示した商品を公開で陳列、販売する、であった³⁵。なお、1979年12月31日に中共中央統一戦線工作部と国務院対外貿易部が共同で出した決定では、香港とマカオにある会社は台湾の製品を販売する際は「中華人民共和国製造」と表記しなければならなかったのに対し、この「試行規則」では中国国内で販売する際には「台湾製」の表記でよいと定められた。このことは中国が台湾の製品に対して、対内的か、対外的かで取り扱いを変えていたことを示している。中国は対内的には「台湾製」と表記することで台湾との貿易が行われていることを宣伝し、台湾の製品の購入を促進したのに対し、対外的には台湾産の商品を「中華人民共和国製造」と書き換えることで「一つの中国」であることを宣伝し、その原則を堅持しようとした。

続けて1980年9月30日には、商工行政管理総局と海関総署が「密貿易、輸出入物品の投機的取引に打撃を与えることに関する通告」を出している³⁶。しかし、この密貿易と投機的取引の問題はすぐには収まらず、11月1日付の『福建日報』には密貿易と投機的取引の取り締まりに関する短評が掲載され、そこでは台湾の漁民についても言及があり、上記の「報告」を引用した内

容となっていた³⁷。

1981年に入ると、1月7日に国務院は「市場管理を強化し、投機活動と密貿易活動に打撃を与えることに関する指示」を出し、上記の「報告」の内容を繰り返した上で、漁船を含む海上での密貿易に対する捜査を強化し、公安部門と沿岸防衛部隊、辺境防衛部隊は税関と協力し、東シナ海と南シナ海においては共同警備を組織するよう要求した³⁸。その後、海関総署は「広東、福建、浙江、上海税関沿海密貿易取り締まり工作会議」を廈門市で開催している³⁹。

続けて、福建省人民政府も1月21日に「密貿易活動に打撃を与え、輸入品の闇市取引を取り締まることに関する通知」を出し、台湾の漁民と商人が物品を携行して貿易を要求していて、仮にその物品が中国側にとって需要があるのならば、東山、恵安、平潭、三沙などに設置された台湾漁民接待所を通じて国家による買付けまたはバーター取引を紹介できるとした。同時に商業、水産、供給販売などの関連する部門は積極的にこれに協力しなければならないと指示をしている⁴⁰。つまり、当初は台湾漁民を暴風などから救助するために設置されていた接待所は、密貿易の取り締まりから台湾漁民と台商を避難させ、合法的に貿易を行う場所としての役割を担うようになった。

第3節 対台湾貿易政策の調整

その後、1981年9月30日に全国人民代表大会常務委員会委員長であった葉剣英が「平和統一」を実現するための方針と政策（以下、「葉九条」）を発表した。第2条で「三通」の実現を再び提案し、第8条で中国への投資を呼びかけた。第8条では、「台湾の商工業界の人士が祖国大陸に戻り投資をし、各種の経済的事業を興すことを歓迎し、その合法的権益と利潤を保証する」ことが唱えられた⁴¹。このことは、中国が台湾に対して、貿易よりも投資を期待するようになったことを示す。1979年元日の「台湾同胞に告げる書」では、「我々は互いに貿易を発展させ、有無相通ずるようにし、経済交流を行うべきである」⁴²と書かれていたのに対し、「葉九条」では「貿易」という文言は使われなかった。

「葉九条」が発表された直後の1981年10月6日には台湾との通商貿易のさらなる発展について、対外貿易部の鄭拓彬部長が自ら四つの提言をした⁴³。この「四つの提言」は調整を経た後の中台間の貿易に関する政策について説明をしていた。その二つ目では、「有無相通ずるように融通し、過不足を調整する精神に基づき、物資の交流を行う」とし、台湾が必要とする中国の製品について、優待価格で供給をすることをとした。逆に台湾が供給することができ、中国が必要とする製品に対して、中国は積極的な態度で買入れ交渉をすることをとした。1980年3月に商業部が出した「台湾製品の購入についての追加規定」と比較すると、優遇の範囲は縮小したものへと調整された。

また、「四つの提言」の一つ目と三つ目を見ると、中国がそれまでの香港経由の間接貿易や台湾漁民による接待所を通じた貿易ではなく、「三通」の実現にもつながるより直接的な貿易を期待するようになったことがわかる。「四つの提言」の一つ目と三つ目は次のとおりである。

一、台湾の商工業界の同胞が大陸に来て、見学や視察、商談、広州輸出商品交易会への参加、商品の展示販売会の開催、会社の代表組織の設置をすることを歓迎する。我々の輸出入各会社は代表を台湾に派遣して、台湾の商工業界の同胞と商談を喜んで行く。…（中略）…三、大陸に直接輸入される台湾の製品に対して、手続きをとる上で、我々は便宜を図る。

この時期、対外貿易部以外にも政府系の各部局や組織、団体はそれぞれ数項目の決定を出し、実際の交流や接触を促していた。つまり、どのような形でも良いので台湾と貿易を始めようという考えから「三通」を実現させるための直接的な交流に重点を切り替えたのである。

「葉九条」による台湾との貿易に関する中央レベルでの調整に合わせ、福建省も台湾に対する提案や実施すべき施策などを公布した。福建省人民代表大会常務委員会と福建省政治協商会議は「葉九条」が発表された9月30日に座談会を開き、そこで中共福建省委員会常務書記の項南は、福建省は以下の四つの事を先に推し進めることができると語った。すなわち、①福建と台湾は近隣であり、両地がすぐに接触を開始し、意見を交換することを提案する、②閩、台両地の人民が親戚や友人を訪ねることは、いかなる制限も受けるべきではない、③台湾同胞が福建に定住するのを歓迎し、行き来の自由を保証する、④台湾の商工業界の人士が福建に来て投資をし、経済を発展させ、祖国の各種の優待を享受する、の4点である。また、台湾同胞を実際に接待する場所として、項南は三沙、平潭、崇武、東山の四つを挙げた⁴⁴。さらに、10月4日には福建省商工業聯合会が座談会を開き、台湾商工業界に向けた招待状を出している⁴⁵。

続けて、10月6日に対外貿易部が「四つの提言」を出すと、福建省の外貿局も福建と台湾の通商について四つの提言を10月14日に公布した。その中身は対外貿易部の「四つの提言」での「大陸」という文言を「福建」に書き換えたものが大半を占めていたが、四つ目は福建省に特有のものであった。福建省が台湾の商工業界に供給するあらゆる物資は、馬祖、金門、澎湖諸島あるいは台湾の各港に直送での荷渡を手配することができるようにし、福州、廈門、泉州などの港で台湾の商工業界の貿易船舶を喜んで接待するというものである⁴⁶。金門や馬祖といった対台湾政策の「解放」時期には内戦の最前線だった地域は、その地理的近接性によって「平和統一」時期には中台間貿易の最前線となることを期待された。

このほかにも1981年10月には台湾に対するさまざまな呼びかけが行われた。福建省に限って紹介すると、中国国民党革命委員会福建省委員会と廈門大学がそれぞれ開いた座談会、福建省辛亥革命70周年記念大会⁴⁷、廈門港務局による台湾との通航に関する3項目の決定、福建省郵電局による台湾との郵便と電報の往来に関する3項目の決定、福建省政治協商会議常務委員会による台湾省の各界人士に対する5つの提案などである⁴⁸。このように、福建省という地方のアクターも中央による対台湾政策の調整に歩調を合わせて、その枠組みのなかで、地理的優位性といった利点を活かしながら、中央が定めた枠組みのなかで対台湾政策を実施していったことがわかる。

第4節「対外貿易体制改革」と対台湾貿易の集中管理

中国の経済特区は、台湾や韓国の輸出加工区に刺激を受け、1979年から1980年にかけて、広東省の深圳、珠海、汕頭、福建省の廈門に設置された⁴⁹。ただし、中国の経済特区は輸出関連企業のための工業区というだけでなく、製造業と対外貿易の成功を支えるのに必要な教育、商業、法律、行政サービスもすべて提供され、社会主義が前進する過程での資本主義原理の実験場となることを期待されていた⁵⁰。しかし、経済特区が設置された当初、中国国内には「資本主義を行うのではないか」といった批判や反対意見が存在していた。こういった批判は密貿易への取り締まりにも反映され、その後、1983年10月には「精神汚染反対運動」へと発展し、「改革開放」政策全体が批判に晒された⁵¹。

こういった「改革開放」政策に対する批判の動きに対し、鄧小平は1984年1月24日から29日にかけて深圳と珠海の二つの経済特区を、2月7日から10日にかけては廈門市と廈門の経済特区を視察した⁵²。この視察をきっかけに政局は転換し、「改革開放」は再び推進されることとなった。1984年10月の12期3中全会では「中共中央の経済体制改革に関する決定」が決議され、「計画経済を主とし、市場調整を補とする」という規定が「計画的な商品経済」へと変更され、市場化をいっそう進めることとなった⁵³。また、これに先駆けて、9月15日に国務院は対外経済貿易部による報告に指示を添えて、各地に「対外貿易体制改革」について通知をした。この通知は、「対外貿易体制改革」の重点は政府機関の簡素化、権限の地方への委譲であり、それによって対外貿易企業の経営上の積極性を引き出すことを指示している⁵⁴。

これらの中央での政治的な動きは福建省における対台湾政策にどのような影響を与えたのだろうか。1984年9月29日に福建省人民代表大会常務委員会は「福建省八つの基地建設綱要（試行）」を概ね可決したが、その八つ目に「祖国統一の基地」という目標を掲げ、具体的施策として次のことを挙げた⁵⁵。

福州の馬尾港、廈門の東渡漁港、泉州の臨海（前埔）、莆田の秀嶼港、漳浦の旧鎮を台湾籍船の貿易停泊所として新設し、福建省と台湾省の少額貿易を拡大し、「三通」、沿海都市での投資貿易会社設立の実現を加速させる。台湾同胞が我が省において投資をし、工場を建設するのを積極的に歓迎する。…（中略）…東山、惠安、平潭、三沙などの台湾同胞接待所を整備、改良し、福州、廈門、泉州、漳州、秀嶼、武夷山の6ヶ所の接待所を増設する。

また、1985年6月に国務院は、台湾の消費財を購入することを禁止した上で、台湾の商品について集中管理をし、福建と海南の両地が対台湾貿易を担い、他の省や市はこれをしてはならないことを発表した⁵⁶。これは当時、中国全体の対外貿易が赤字となっており、外貨準備が減少していたため、消費財の輸入を抑えていたことと関連している。

福建省長の胡平は1985年に10月に開かれた福建省第6期人民代表大会第4回会議における政府活動報告のなかで、それまでの対台湾貿易政策について、次のように語っている⁵⁷。

昨年〔1984年〕末から今年〔1985年〕の3、4月の期間で、対台湾貿易の拡大は速すぎて、集中しすぎた。我々は心の準備が足りず、経験に欠けており、政策措置と必要な管理はついていけず、混乱した現象が出現し、違法な輸入と対台湾貿易を名目に密貿易を行う事件が不断に発生した。

この報告から、密貿易は取り締まりによって消滅していなかっただけでなく、1984年末からまた勢いを増していたことが確認できる。

一方、1985年10月、中共中央統一戦線工作部は台湾の商品を輸入する際、直接貿易の一定の条件に合えば、完全に関税、調節税を免除し、優先的に優遇をすることを発表した⁵⁸。その後、1986年1月に対外経済貿易部はこれらを「対台湾貿易三原則」としてまとめて説明を行った。「対台湾貿易三原則」とは、直接商談ができ、直接貨物を輸送でき、また産地証明を提出できるのであれば、輸入税を免除することができ、この条件に当てはまらない台湾の商品である場合は、優待関税を享受でき、その税率は45パーセント（他の国に対する税率は50パーセントから150パーセントだった）であるという内容である⁵⁹。これは1981年5月の調節税導入のときよりも台湾に対する優遇を強化したとさえいえるが、その対象は直接貿易に限られている。

さらに、1987年7月に國務院は「台湾省との貿易を集中管理することに関する暫定規定」を公布し、台湾地区への輸出入商品に対して許可証管理制度を実施し、かつ対外経済貿易部が審査、批准を全面的に担当し、党政軍機関、各民衆と団体、個人は例外なく、対台湾貿易機構を設立してはならないと定めた⁶⁰。1985年から始まったこれらの動きは、中央が台湾との貿易に関して集中管理を行い、対台湾政策の経済面での施策をコントロールしようとするものであったといえる。

おわりに

本稿では、1979年から1987年における中国の対台湾貿易政策を分析し、同時期の経済発展戦略との政策的な優先関係を考察してきた結果、次の二点が明らかになった。

第一に、「平和統一」時期に入った中国の対台湾政策は、経済発展戦略よりも重要度や優先順位が低く扱われ、二つの政策で矛盾が起きると対台湾政策の部門が妥協もしくは調整を迫られたという点である。二つの政策間の矛盾による対台湾政策の調整は少なくともこの時期において2回確認することができた。一回目は、1980年から1981年にかけて行われた密貿易の取り締まりによるものである。「三通」の実現を目指すだけであれば、中台間の接触を増やす機会となる密貿易の容認も選択できるはずだが、市場価格の混乱などをもたらす経済発展戦略に関わる経済問題に直面したとき、対台湾貿易政策が制限をかけられた。二回目は、1984年に「改革開放」政策が再び推進された時のことであり、同年末から密貿易がまた勢いを増すと、中央はそれを取り締まりつつ、対台湾貿易政策をコントロールするために台湾との貿易について集中管理を行うという施策を出した。

第二に、調整を迫られた対台湾貿易政策は台湾とのより直接的な交流に重点を置く政策に切り替えようとした点である。この点は、二つの政策が衝突したとき、対台湾政策がどのように調整されていったかを示している。中国は、対台湾貿易政策に関して、台湾漁船との貿易を接待所に限定することでその優遇措置の継続を図ろうとする一方で、1981年5月にはついに台湾製品の輸入税免除を取り消し、1981年9月に「葉九条」が出されると、対台湾政策は調整を経て、それまでの香港を経由する間接貿易よりも直接的な交流を求める政策を提案するようになった。

本稿は、福建省を例に省レベル以下の対台湾政策をも分析することで、政策実施過程において地方のアクターもこのことを認識し、その枠組みのなかで対台湾政策を実施していったことを示した。それにより、対台湾政策が経済発展戦略よりも重要度や優先順位が低く、鄧小平の認識と実際の政策過程は一致していたことが明らかとなった。この時期の中国の対台湾政策は「改革開放」政策への試行錯誤のなかで振り回され、中国共産党が提示した「平和統一」政策はほぼスローガンに近いものとなっており、現実性に乏しかったといえる。

〔付記〕

本稿は、筆者が2021年に東京大学法学部政治学研究所に提出した修士論文「中国の対台湾政策と経済発展戦略—1978-1987年—」の一部を大幅に加筆修正したものである。

本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2108の支援を受けたものである。また、投稿にあたり、編集委員会および2名の匿名査読者から貴重なご助言をいただいた。ここに謝意を表す。

注

- 1 工業、農業、国防、科学技術という四分野での近代化のことを指す。
- 2 鄧小平「目前的形勢和任務」、中共中央文獻編集委員會編『鄧小平文選 第二卷』第2版、北京、1994年、239-240頁。
- 3 本稿では、特に断らない限り、中国とは中華人民共和国を意味し、台湾とは台湾移転以降の中華民国政府が実効支配を続けている全領域のことを意味している。台湾移転以降の中華民国政府は事実上の政府として台湾当局とも呼び、中国大陸および大陸とは中国または中国本土を指す。また、中台とは中国と台湾を意味する。中国と台湾の当局者同士は、国と国との関係ではないという建前を持っており、中台関係を「(台湾海峡) 兩岸関係」と呼ぶことが多い。なお、これらの語句の定義は松田康博の以下の論文の注釈における定義に準じている。松田康博「第12章 台湾をめぐる国際関係」、国分良成編『中国政治と東アジア』慶應義塾大学出版会、2004年、265-289頁。松田康博「第8章 馬英九政権下の中台関係——経済的依存から政治的依存へ?——」、松田康博・清水麗編著『現代台湾の政治経済と中台関係』晃洋書房、2018年、163-193頁。
- 4 伊藤光利・田中愛治・真淵勝『政治過程論』有斐閣、2000年、72頁。
- 5 同上書、69頁。
- 6 松田康博「中国の対台湾政策——『解放』時期を中心に——」『新防衛論集』第23巻第3号、1996年、32-48頁。松田康博「中国の対台湾政策——1979～1987年——」『国際政治』第112号、1996年、123-138頁。松田康博「中国の対台湾政策——江沢民8項目提案の形成過程——」『防衛研究』第17号、1997年、1-34頁。
- 7 大橋英夫・劉進慶・若林正文編『激動のなかの台湾』田畑書店、1992年。石田浩『共同幻想としての《中華》』田畑書店、1993年。
- 8 中国語で「台商」には台湾系ビジネスパーソンと台湾系資本の二つの意味がある。なお、本稿が対象とする時期において、中国政府は「台商」という言葉を用いたことはなく、かわりに「台湾工商界人士」や「台湾工商界同胞」という中国語の表現が使用された。
- 9 李宏碩主編『海峡兩岸經貿關係研究』北京、中国致公出版社、1994年、209頁。
- 10 本稿が対象とする時期の中国の対台湾経済政策には中台間の貿易に対する政策と台湾からの投資に対する政策が存在していたが、中国側の統計によれば、1987年までの台湾資本による中国への投資は累計で80件に過ぎず、金額も約1億ドルのみであり、投資に対する政策の効果は限定的であったため、本稿ではこれを扱わ

- ない（李非編著『海峡兩岸經貿關係』北京、對外貿易教育出版社、1994年、156頁）。
- 11 近年の研究による知見では、「改革開放」政策が1979年に始まったことは同時代的に事実ではないとされる。高原明生「思想を解放せよ——思い込みに要注意——」『公研』2020年12月号、2020年、14-15頁。
 - 12 「中国共産党第十一届中央委員会第三次全体会議公報」『人民日報』1978年12月24日。
 - 13 郵便業務の開始（通郵）、通商、通航のことを指す。
 - 14 「中華人民共和國全国人大常委告台湾同胞書」『人民日報』1979年1月1日。
 - 15 「外貿部負責人談与台湾貿易問題（節録）」、北京市台湾事務弁公室等編『台湾問題重要文献資料匯編』北京、紅旗出版社、1997年、282頁。
 - 16 なお、中国側の文献では、密貿易などにより非合法に行われた取引のことを指して「交易」という語が用いられている。本稿においてもこの用法に準ずるものとする。
 - 17 李非編著、前掲書、80頁。
 - 18 任克敏『中国大陸經改理論與兩岸關係』台北鼎、高立図書、2002年、163頁。
 - 19 中国語の「商業」の概念は日本語のそれよりも広義であり、商業部の任務には全国の商品の流通の計画、市場の領導と配置、各経済部門の商業活動の調整などが含まれていた。劉烈主編『中華人民共和國国家機構』黒龍江、哈爾濱出版社、1988年、124頁。
 - 20 陳福敏「対海峡兩岸經貿關係發展階段分析」『台湾研究』第16期、1991年、40頁。なお、この「規定」の原典を見つけるのには困難があり、1980年4月または同年6月に発布されたとする引用文献もある。
 - 21 「祖国大陸同台湾貿易是地区間物資交流 我国海関総署发言人談通商中有関海関手續徵稅問題」『人民日報』1980年4月5日。
 - 22 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』第24期、1994年、26頁。なお、一般的に中継貿易は積み替え（Transshipment）を含むのに対し、香港の政府統計処によるこの再輸出貿易統計には積み替えは含まれていない。台湾企業が原材料や半製品を大陸に輸送したり、大陸で生産した製品を台湾に送ったりする場合、この統計には反映されない。そのため、香港経由の貿易統計は、とくに1987年以降、中台間の輸出入の総額を示すという点では不正確になったと指摘されている。林昱君〔佐藤幸人訳〕「第2章 台湾經濟に及ぼす大陸市場の影響」、山本泰子・野田容助編『香港・台湾・中国の貿易構造と香港の再輸出貿易統計』アジア経済研究所、1997年、27-28頁。
 - 23 中国側の学者には、中台間の経済貿易上の活動が迅速に増加したのは、優遇措置を含む中国側の経済貿易政策の刺激によるためだと説明しているものもあるが、実際に優遇措置にどれほどの効果があったかを測るのは困難である。
 - 24 台湾側が内戦を終結したのは「中華民国憲法」の修正条項である「反乱鎮定動員時期臨時条項（動員戡乱時期臨時條款）」が廃止された1991年であり、台湾側ではそれまで理論上は内戦状態が続いていた。
 - 25 李非編著、前掲書、149頁。
 - 26 同上書、81-82頁。なお、この文献のなかでは「台湾で身分が高い人」を「政府高官あるいは豪商（高層官員或大商人）」と説明している。
 - 27 同上書、81頁。
 - 28 高長『大陸政策與兩岸經貿』第3版、台北、五南図書出版、2012年、175-176頁。
 - 29 丸川知雄『現代中国經濟』有斐閣、2013年、238頁。
 - 30 「狠狠打擊走私、投機倒把活動 省外貿局、公安局、工商行政管理局召開協作會議」『福建日報』1980年2月25日。
 - 31 「國務院、中央軍委批轉工商行政管理局等部門關於加強對華僑、港澳、台湾同胞進口物品管理和打擊走私、投機倒把活動的報告」、北大法宝、〈<http://pkulaw.cn/CLI.2.30940>〉2023年3月26日アクセス。
 - 32 のちに、台湾同胞接待所に名称変更されている。
 - 33 「我省在沿海地区建立台湾漁民接待站 熱情接待台湾漁民同胞」『福建日報』1979年1月21日。
 - 34 中共安徽省委『經濟領域紀檢監察工作文件』発行地不明、中共安徽省委紀律檢查委員会、1985年（『中共重要歴史文献資料匯編』第32輯第25分冊上）、103-104頁。
 - 35 高長、前掲書、171頁。
 - 36 「中華人民共和國工商行政管理局、海関総署 關於打擊走私、投機倒壳進出口物品的通告」、北大法宝、〈<http://pkulaw.cn/CLI.4.809>〉2023年3月26日アクセス。
 - 37 「狠狠打擊走私、投機倒把活動」『福建日報』1980年11月1日。
 - 38 「國務院關於加強市場管理打擊投機倒把和走私活動的指示」、北大法宝、〈<http://pkulaw.cn/CLI.2.317345>〉2023年3月26日アクセス。
 - 39 「認真貫徹國務院指示精神 堅決打擊走私活動 海関総署在廈門召開四省市沿海緝私工作會議」『福建日報』1981

- 年1月20日。
- 40 「省人民政府發出通知 堅決打擊走私活動 取締外貨黑市交易」『福建日報』1981年1月30日。
- 41 「葉劍英委員長進一步闡明台灣回帰祖國實現和平統一的方針政策 建議舉行兩黨對等談判實行第三次合作」『人民日報』1981年10月1日。
- 42 「中華人民共和國全國人大常委會 告台灣同胞書」『人民日報』1979年1月1日。
- 43 「外貿部長鄭拓彬提出四點建議 促進大陸和台灣通商貿易進一步發展 醫藥管理總局作出決定願和台灣同行互通有無」『人民日報』1981年10月7日。
- 44 「省人大常委、省政協舉行座談會 熱烈擁護葉劍英委員長的談話」『福建日報』1981年10月1日。
- 45 「省工商聯負責人熱烈擁護葉委員長談話 聯名向台灣工商界發出邀請書」『福建日報』1981年10月5日。
- 46 「省外貿局負責人對閩台通商提出四點建議」『福建日報』1981年10月16日。
- 47 この大会は1981年10月9日に北京で開かれた辛亥革命70周年記念大会に呼応する形で開催された。北京での大会では胡耀邦が講話をし、蔣経国をはじめとした台湾の党、政府、軍関係の人士が大陸に来るよう招待した（「在首都各界紀念辛亥革命七十周年大會上的講話」『人民日報』1981年10月10日）。中国では報道などで胡耀邦によるこの講話はこの後1年近く「葉九条」と同列に扱われていたが、その後言及されなくなった。
- 48 「民革福建省委在榕部分委員舉行座談 熱烈擁護葉劍英委員長的談話」『福建日報』1981年10月3日。「廈門大學召開座談會、熱烈擁護葉委員長談話 為完成祖國統一大業、振興中華作貢獻」『福建日報』1981年10月3日。「省各界人士隆重集會紀念辛亥革命七十周年」『福建日報』1981年10月11日。「廈門港務局作出三項決定」『福建日報』1981年10月9日。「省郵電局作出決定 隨時準備和台灣通郵通電」『福建日報』1981年10月11日。「省政協常委會十一次會議向台灣省各界人士的倡議」『福建日報』1981年10月17日。
- 49 広東省と福建省が選ばれた経緯や背景は次の研究に詳しい。これらの場所が香港、マカオ、台湾に地理的に近接しているだけでなく、既存の工業基盤がほとんど存在していなかったことが逆説的に好条件となった。Ezra F. Vogel, *Deng Xiaoping and the transformation of China*, Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press, 2011 (エズラ・F・ヴォーゲル [益尾知佐子・杉本孝訳]『現代中国の父 鄧小平』日本経済新聞出版社、2013年)。
- 50 Ronald Coase and Ning Wang, *How China Became Capitalist*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2012, pp. 61-62 (ロナルド・コース・王寧 [栗原百代訳]『中国共産党と資本主義』日経BP社、2013年)。
- 51 「精神汚染反対運動」については以下を参照。高原明生・前田宏子『開発主義の時代へ 1972-2014』岩波書店、2014年、66-68頁。
- 52 「鄧小平視察深圳珠海並和広州軍民共度春節」『人民日報』1984年2月2日。「把經濟特區弄得更快些更好些」『人民日報』1984年2月11日。
- 53 高原明生・前田宏子、前掲書、70-71頁。
- 54 「改革外貿體制 政企分開 簡政放權」『人民日報』1984年9月20日。
- 55 「福建省八個基地建設綱要（試行）」『福建日報』1984年10月6日。
- 56 高長、前掲書、176頁。
- 57 「胡平省長在工作報告中說 繼續積極開展對台直接貿易 歡迎台胞同福建發展經濟往來」『福建日報』1985年10月24日。
- 58 高長、前掲書、171頁。
- 59 任克敏、前掲書、169頁。
- 60 高長、前掲書、176頁。なお、中国側のこの許可証管理制度の実施によって、中国に消費財を輸出していた台湾企業が生産コストの削減を図り中国に投資するようになる可能性が大きくなると以下の研究は指摘をしている。張榮豊『台海兩岸經貿關係』台北、国家政策研究資料中心、1989年、48頁。

(2022年10月14日投稿受理、2023年6月7日採用決定)